

国語問題研究協議会と 文化審議会国語分科会における審議事項

令和5年度国語問題研究協議会

令和5(2023)年8月23日(水)

文化庁国語課 武田康宏

「国語問題」??

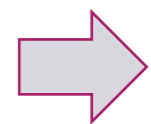
国語国字問題

一国の言語・文字の整理・改善に関する問題。わが国では、漢字制限・字体整理や送り仮名、仮名遣いの改革などがあり、**ローマ字問題も含む。国語問題。**

（「大辞林 第4版（三省堂）」）

日本語の表記

- 漢字仮名交じり文を基本
 - 漢字の使用範囲・音訓・字体、仮名遣い、送り仮名の付け方が課題となる。
- 外来語を取り込みやすい
 - 外来語の書き表し方が課題となる。



目安・よりどころを政策的に定め実施



国語施策

(ゆるやかな基準)

学校教育

国語施策 …「国語の改善及びその普及」

文部科学省設置法

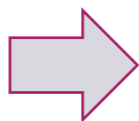
第4条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

83 国語の改善及びその普及に関すること。

文化審議会令

第5条 国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議

大臣諮問
課題等



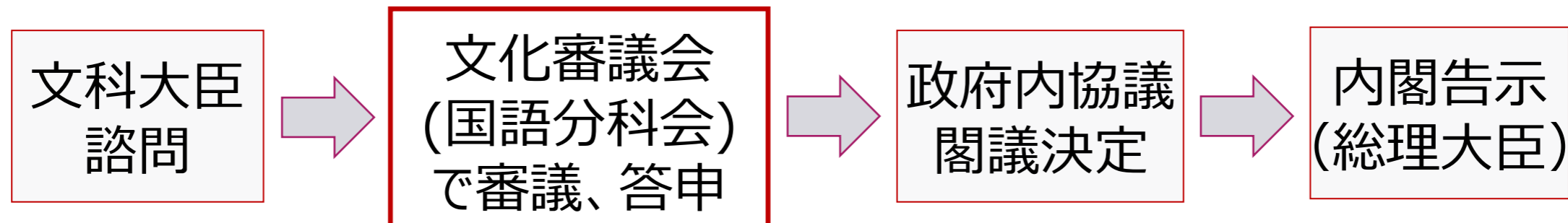
文化審議会国語分科会で検討

(事務局 文化庁国語課)

【現在の施策の例】 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）

現代の国語を書き表す場合の 漢字使用の目安

日本語の書き言葉によるコミュニケーションを円滑にするために共有する漢字集合。2,136字とその音訓、字体を示す。（＝小・中・高で身に付ける漢字の範囲）



「国語問題研究協議会」の沿革①

昭和25年 「国語教育研究協議会」として開始。以降、毎年開催。

- 戦後すぐ、新たに定められた日本語の表記の考え方を、学校教育を通じて国全体に普及していくことを目的として開始。それ以前は、特に使用範囲に制限のないまあいわゆる旧字体の漢字を、また、歴史的仮名遣いを使用。

昭和21.11 当用漢字表、現代かなづかい

昭和23.4 当用漢字音訓表、当用漢字別表

昭和24.2 当用漢字字体表

昭和29.12 ローマ字のつづり方

「国語問題研究協議会」の沿革②

昭和43年 文化庁の設置に合わせて、「国語問題研究協議会」と改称。

- かつての国語審議会、現在の文化審議会国語分科会が示した最新の成果物の普及や国語に関するこれからの課題を検討する場として開催。表記以外についても広く協議。

- 平成16.2 これからの時代に求められる国語力について（答申）
- 19.2 敬語の指針（答申）
- 22.11 常用漢字表（内閣告示）
- 28.2 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）
- 30.3 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）
- 令和 4.1 公用文作成の考え方（建議・内閣官房長官通知）

国語問題としての「ローマ字」

例) 矢田部良吉「羅馬字早学び」(明治18年6月)

※ 句読点、漢字と字体、仮名遣い、送り仮名はそのまま引用。変体仮名のみ修正。

第一 假名の用ひ方に據らずして發音に従ふこと

「何故に第一の箇條を遵守せしやと云ふ問ひに答へて云はんには假名遣いなるものは甚煩雜にして之を学知すること頗る困難なり假名遣ひに従ふときは現今コーと發音する語にてはカウ、カフ、コフ、クワウ、クヲウ、コホ、等の書き方を一々區別しキヨーと發音する語にてはキヤウ、キヨウ、ケウ、ケフ、を區別しトーと發音する語にてはタウ、トウ、タフ、トフ、トホ、トヲ、を區別せざるべからず其他類例多ければ此等の區別を一々語に就て學ぶは實に煩勞に堪へざる事なり畢竟文字は思想の符標なる言語を記する器械に過ぎざれば可成だけ簡便にて使用し易きを宜しとす書くことの易からざる文字を學ばんが爲に多くの時日を費せば實地の知識を得んが爲に用ふべき時日の減少するは觀易き道理なり」

【参考】 前ページを現代の表記にすると…

例) 矢田部良吉「**羅**馬(ローマ)字早学び」(明治18年6月)

※ 文語体のまま、句読点、仮名遣い、送り仮名を直し、**一部**を除き常用漢字表に従った。

第一 仮名の用い方に拠らずして発音に従うこと

「なぜに第一の箇条を遵守せしやという問いに答えていわんに、仮名遣いなるものは甚だ煩雑にして、これを学知することすこぶる困難なり。仮名遣いに従うときは、現今コーと発音する語にては、カウ、カフ、コフ、クワウ、クヲウ、コホ等の書き方を一々区別し、キョーと発音する語にては、キヤウ、キヨウ、ケウ、ケフを区別し、トーと発音する語にては、タウ、トウ、タフ、トフ、トホ、トヲを区別せざるべからず。その他類例多ければ、これらの区別を一々語について学ぶは実に煩勞に堪えざることなり。**畢竟**(ひっきょう)文字は思想の符標なる言語を記する器械に過ぎざれば、なるべくだけ簡便にて使用しやすきをよろしとす。書くことのやすからざる文字を学ばんがために多くの時日を費せば、実地の知識を得んがために用ふべき時日の減少するは見やすき道理なり。」

国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）

（令和5年3月 文化審議会国語分科会）

1 ローマ字のつづり方に関する検討

ローマ字のつづり方に関して、ローマ字がどのような場面でどのように用いられ、どのような混乱が生じているのか、実態を調査し把握する。その上で、それぞれのつづり方の特徴や意義などを整理し分かりやすく示すとともに、今後の社会生活に資するため、統一的な考え方を示すことも視野に検討する。

「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」から

ローマ字のつづり方に関する経緯

- ローマ字で国語を書き表すことについては、明治期から識者の中で盛んに議論され、ヘボン式（標準式）、日本式と呼ばれるつづり方のそれぞれを推奨する勢力が対立。
- 昭和5年に設置された臨時ローマ字調査会（昭和5年設置）での検討を経て、昭和12年9月に内閣訓令第3号「国語ノ羅馬(ローマ)字綴(つづり)方統一ノ件」を公布。いわゆる「訓令式」として知られる。
- 昭和23年には文部省に置かれたローマ字調査会（その後、ローマ字調査審議会を経て国語審議会に統合）で、表記の在り方を改めて検討した結果、28年に国語審議会は「ローマ字のつづり方の単一化について」を建議、これを基に翌29年、「ローマ字のつづり方」が内閣告示・内閣訓令として実施される。

ローマ字使用の現状

- 明治から昭和20年代までのローマ字つづりに関する議論は、日本語の表記において、漢字仮名交じりの代わりにローマ字を用いる場合を想定したもの。しかし、現在において、ふだんから国語をローマ字で表記する習慣が定着しているとは言い難い。
- 一方、人名、地名、駅名、店名等を、漢字や仮名と併せて又は単独でローマ字により表示することは、社会生活において広く行われている。ただし、その際に用いられているのは、ヘボン式であることが多い。ただし、「ヘボン式」と呼ばれるつづり方には幾つかの考え方があり、そのうちには内閣告示の第2表にはない書き方を用いるものもある。分野によっては、内閣告示とは異なる書き方を含むヘボン式を採用し、ルール化している場合もある。

ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示第1号）

第 1 表 [() は重出を示す。]

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

まえがき

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

そえがき

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべてnと書く。
- 2 はねる音を表わすnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの次に、ゝを入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に^をつけて表わす。なお、大文字の場合は、母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

第 2 表

sha	shi	shu	sho	
		tsu		
cha	chi	chu	cho	
		fu		
ja	ji	ju	jo	
di	du	dya	dya	dya
kwa				
gwa				
				wo

ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示第1号）

第 1 表 [() は重出を示す。]

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第 2 表

sha	shi	shu	sho	
		tsu		
cha	chi	chu	cho	
		fu		
ja	ji	ju	jo	
di	du	dya	dyu	dyo
kwa				
gwa				
				wo

いわゆる
ヘボン式

いわゆる
日本式

いわゆる訓令式

「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」から

学校教育との関係 小学校におけるローマ字教育は、昭和22年から選択制で実施。昭和33年から必修。

○小学校学習指導要領 第2章 第1節 国語

「第3学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くこと」

（総合的な学習の時間との関連）「コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること」

○小学校学習指導要領解説国語編

「ローマ字の表記に当たっては、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示）を踏まえることとなる。ここで、「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方によるものとし、「従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によっても差し支えない」こととされている」

○小学校学習指導要領解説外国語活動・外国語編

「高学年の外国語科においては、国際的な共通語として英語を使用する観点から、できるだけ日本語の原音に近い音を英語を使用する人々に再現してもらうために、第2表に掲げた綴り方のうち、いわゆる「ヘボン式ローマ字」で表記することを指導する」